

【訪問型サービス】

生活支援訪問型サービス(一体型・訪問型)

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援等(身体介護は含まない) ・日常の清掃、洗濯、ゴミ出し、調理など * サービス提供時間は45分以内を目安とする。 * 身体機能の低下があり、自立に向けて支援が必要な場合の生活支援 * サービス提供内容については介護保険サービスに準ずる
対象者	要支援者・サービス事業対象者
サービス提供者の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護を除く生活支援の必要な人 (介護予防訪問介護(現行相当サービス)の利用者ほどではないが、支援が必要と思われる人)に対する調理や清掃などの生活支援を必要とする人)
事業実施者	既存の介護予防訪問介護事業所・新規参入事業者
人員・設備・運営の基準	人員 <ul style="list-style-type: none"> 【一体型】 ・現行サービスに加え、サービス利用者に対して必要数 【単独型】 ・管理者 * 1 専従1(非常勤可) ・従事者 * 2 必要数 ・サービス提供責任者 * 2 * 3 従事者のうち必要数 * 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 * 2 資格要件は訪問介護員又は市で定める一定の研修受講者とする(詳細は後日) * 3 従事者との兼務可能
	設備
ケアマネジメント	ケアプランB(簡略化した介護予防ケアマネジメント)
運営・必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程などの説明、同意 ・従事者の清潔の保持、健康管理の状態 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出等
計画期間	おおむね1年
基本報酬額	<ul style="list-style-type: none"> ○月ごとの包括払い ・週1回利用の場合 962単位/月額 ・週2回の利用の場合 1,894単位/月額 * 1回あたりのサービスは45分以内を目安とする。 ○1単位の単価: 10円
利用者負担	1割 (一定以上の所得者は2割)
給付管理	あり
事業者への支払い	国保連合会経由審査支払
サービス種類コード	A3